

別紙2

攻めの農業実践緊急対策事業 業務方法書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、埼玉県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）が攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25生産第2969号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき行う攻めの農業実践緊急対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、実施要領、交付要綱、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって関東農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第2に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続に従って、地域農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産大臣依命通知。以下「直接支払推進要綱」という。）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会をいい、地域農業再生協議会が設置されていない地域については、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会）をいう。以下「地域協議会」という。）、生産局長が別に定める再編事業者に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

第2章 攻めの農業実践緊急対策事業の実施

(都道府県実施方針兼基金造成計画書)

第3条 県協議会長は、実施要領第2の6に定めるところにより都道府県実施方針兼基金造成計画書を作成し、関東農政局長の承認を受けるものとする。

(都道府県事業計画)

第4条 県協議会長は、実施要領第4の1の（1）のアに定めるところにより、都道府県事業計画を作成し、関東農政局長の承認を受けた後、自らが実施要綱第2の1及び2の取組を行う場合にあっては、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に取組の内容を周知するものとする。

(地域事業計画)

- 第5条 地域協議会長は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第4の1の(2)のアに定めるところにより地域事業計画を作成し、県協議会長に提出するものとする。
- 2 県協議会長は、提出された地域事業計画の内容について実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、都道府県事業計画に反映するものとする。
- 3 県協議会長は、都道府県事業計画について関東農政局長の承認を受けた後、別紙様式第1号-1により都道府県事業計画に含まれた地域事業計画を承認するものとする。
- 4 地域協議会長は、地域事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に地域事業計画の取組の内容を周知するものとする。

(集出荷・加工処理合理化プラン)

- 第6条 再編事業者は、本事業を実施しようとする場合には、実施要領第4の1の(3)のアに定めるところにより集出荷・加工処理合理化プランを作成し、県協議会長に提出するものとする。
- 2 県協議会長は、提出された集出荷・加工処理合理化プランの内容について実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、都道府県事業計画に反映するものとする。
- 3 県協議会長は、都道府県事業計画について関東農政局長の承認を受けた後、別紙様式第1号-2により都道府県事業計画に含まれた集出荷・加工処理合理化プランを承認するものとする。

(取組計画書兼取組参加者助成金申請書等)

- 第7条 地域協議会長又は県協議会長は、実施要領第4の2の(1)及び(2)により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の様式を定め、必要に応じて本事業の交付の対象となり得る者に配布し、一定の申請期間を設けた提出期限を定めるものとする。
- 2 実施要領第2の3で定める助成対象者（以下「取組参加者」という。）は、地域事業計画又は都道府県事業計画で定めた取組の実施に必要な経費について、実施要領第4の2の(1)及び(2)に定めるところにより取組計画書兼取組参加者助成金申請書を作成し、地域協議会に提出するものとする。
- 3 地域協議会長は、取組参加者から県事業計画に基づく取組計画書兼取組参加者助成金申請書が提出された場合は、取組参加者との面談等により取組計画の妥当性について聴取し、その結果を別途定める確認書にとりまとめ、これを添付して県協議会長へ提出するものとする。
- 4 取組参加者は、前項の取組計画書兼助成金申請書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額（消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請

しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

5 地域協議会長又は県協議会長は、第2項の取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出を受けるに当たって、取組参加者助成金申請書の提出者に対して、当該助成金の授受に関して必要な以下の事項についての承諾を得なければならない。

- ① 地域協議会長又は県協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。
- ② 当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を5年間保存すること。
- ③ 上記①、②及び実施要綱、実施要領等に定められた要件を満たさないことが判明した場合、助成金を返還すること。
- ④ 個人情報の取扱いに関する事項

6 地域協議会長又は県協議会長は、取組参加者から取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出があった場合には、審査を行い、その内容が地域事業計画又は都道府県事業計画等に照らして適当である場合は、これを承認し、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出者に別紙様式第2号-1により通知するものとする。

また、本事業の助成の対象とならなかった場合においては、別紙様式第2号-2によりその結果を通知するものとする。

なお、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の検査・審査に当たっては、地域協議会にあっては市町村、県協議会にあっては都道府県に属する補助事業に精通した者や取組計画の内容に関する専門的知識を有する者が主となり実施するなどその精度を高めるように努めるものとする。

7 地域協議会長又は県協議会長は、計画していた額以上の申請があった場合には、地域事業計画又は都道府県事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき、取組参加者の優先順位の決定や助成率の調整等を行い、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出者に別紙様式第2号-1によりその結果を通知するものとする。

また、本事業の助成の対象とならなかった場合においては、別紙様式第2号-2によりその結果を通知するものとする。

8 地域協議会長又は県協議会長は、地域協議会又は県協議会の構成団体から取組参加者として申請があった場合は、当該申請に係る要件確認及び選定等に当該団体の者を関与させてはならないものとする。

(生産効率化プラン等の変更)

第8条 実施要領第4の2の(1)のウ及び(2)のウの生産効率化プラン及び高収益プランの重要な変更は、以下に掲げる変更とする。

- ① 取組の中止又は廃止
- ② 取組参加者の変更
- ③ 事業費の3割を超える増減
- ④ 取組の明細の変更・追加・削除

(攻めの農業実践緊急対策事業に係る事業の執行)

第9条 県協議会及び地域協議会は、都道府県事業計画又は地域事業計画において自らが取組を行うこととしている場合には、関東農政局又は県協議会より承認を受けた後、当該事業計画に基づいて取組を行うものとする。

(概算払の請求)

第10条 地域協議会は、自ら行う取組に限り、県協議会に別紙様式第3号により概算払請求を行うことができるものとする。

(取組報告書兼取組参加者助成金請求書)

第11条 第7条第6項又は第7項により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認を受けた取組参加者又は承認を受けた取組計画書兼取組参加者助成金申請書について取組参加者と共同で申請した者（以下「共同申請者」という。）は、地域協議会会长又は県協議会会长が定める提出期限までに、第7条第6項又は第7項により通知された額の範囲内で、取組の実施に必要となった経費の請求について、別紙様式第4号により当該承認を受けた協議会に提出するものとする。

(備考)

取組報告書兼助成金請求書に係る提出期限については、地域協議会又は都道府県事業計画における取組内容を勘案し、適宜定めるものとする。その際、複数回に分けても構わない。ただし、最後の期日については、実施状況報告書の作成に必要な期間を勘案して設定する。

- 2 第7条第4項のただし書により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで助成金の申請をした取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼取組参加者助成金請求書を提出するに当たって当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成金申請額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7条第4項のただし書の適用を受けた取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼取組参加者助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（取組報告書兼取組参加者助成金請求書において、前項の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額）について別紙様式第9号により速やかに地域協議会会长又は県協議会会长に報告するとともに、地域協議会会长又は県協議会会长の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(地域事業計画及び集出荷・加工処理合理化プランに係る協議会等助成金の請求)

第12条 地域協議会会长は、第11条第1項に基づき取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出があった場合には、検査を行い、その内容が実施要綱及び実施要領等に照らして適正であると認めた場合は、地域協議会が自ら行う取組の実施に必要となった経費と合わせて請求額を取りまとめ、また、県協議会の委託により県協議会の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を行う場合にあっては当該事務に係る必要額を加え

て、別紙様式第5号-1により県協議会長に請求を行うものとする。

- 2 地域協議会長は、地域事業計画に定める「計画していた額以上の申請があつた場合の調整方法」により助成率等を調整する必要がある場合には、それに従い、助成率等の調整を行うものとする。
- 3 実施要領第2の2に定める再編事業者は、第6条第3項により承認を受けた集出荷・加工処理合理化プランに定める取組を実施した場合は、別紙様式第5号-2により県協議会長に協議会等助成金の請求を行うものとする。
- 4 再編事業者が県協議会長に協議会等助成金の請求を行うに当たり当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して請求しなければならない。
ただし、請求時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。
- 5 前項により協議会等助成金の請求を行った再編事業者が、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（協議会等助成金の請求に当たり前項の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合には、その減じた額を上回る部分の金額）について別紙様式第9号により県協議会長に報告するとともに、県協議会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成金の支払）

- 第13条 県協議会長は、地域協議会長から第10条又は第12条第1項の請求があつた場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第17条第1項の基金から速やかに協議会等助成金を地域協議会に交付するとともに、地域協議会長に当該交付額を別紙様式第6号-1により通知するものとする。ただし、地域協議会長から直接支払の依頼があった場合は、県協議会長は、当該助成金の支払を地域協議会長に代わって取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者へ直接支払うことができるものとし、その場合には、取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第7号により通知するとともに、地域協議会長に当該交付額の合計を別紙様式第6号-1により通知するものとする。この場合、地域協議会長は第2項の交付及び通知を省略することができるものとする。
- 2 地域協議会長は、県協議会長から第1項の協議会等助成金を交付された場合には、遅滞なく取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に助成金を交付するとともに、交付額を別紙様式第7号により通知するものとする。
- 3 県協議会が自ら実施要綱第2の1及び2の取組を行う場合にあっては、県協議会長は第12条第1項に準じて交付額を取りまとめ、第2項に準じて取組報告書兼取組参加者助成金請求書等の提出者に助成金を交付するとともに、取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第7号により通知するものとする。
- 4 第3項の場合、県協議会長は、検査、助成金交付等に係る事務を地域協議会長に委託することができるものとする。
- 5 県協議会長は、再編事業者から第12条第3項の請求があつた場合には、検査・審査

を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第17条第1項の基金から速やかに協議会等助成金を再編事業者に交付するとともに、再編事業者に当該交付額を別紙様式6号-2により通知するものとする。

(事務費)

第14条 関東農政局長から承認をうけた都道府県事業計画に係る事務に要する経費及び県協議会の承認を受けた地域事業計画に係る事務に要する経費を助成の対象とする。

- 2 助成対象となる事務費の範囲については、実施要領別表2のとおりとする。
- 3 県協議会長は、地域協議会の事務費としての活用可能額を定め、地域協議会へ通知するものとする。
- 4 県協議会は、県協議会の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を地域協議会が行う場合、当該事務費を県協議会の事務費として、当該地域協議会からの請求に応じて支払うものとする。

(助成金の返納)

第15条 本事業に係る取組参加者助成金の交付を受けた取組参加者又は共同申請者は、当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、当該助成金の全部又は一部をその交付を行った地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。

- 2 地域協議会又は県協議会は、取組参加者助成金の交付を受けた取組参加者又は共同申請者が、実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、返納を命じることができるものとする。この場合には、地域協議会又は県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を取組参加者又は共同申請者に送付しなければならない。
- 3 前項により返納を命じられた取組参加者又は共同申請者は、当該助成金を地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。
- 4 第1項により返納があった地域協議会は、当該返納の額を速やかに県協議会に返納しなければならない。
- 5 県協議会は、協議会等助成金の交付を受けた地域協議会及び再編事業者が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、返納を命じることができるものとする。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長又は再編事業者に送付しなければならない。
- 6 前項の助成金の返還を命じられた地域協議会長又は再編事業者は、前項の期日までに命じられた額を県協議会に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長又は再編事業者は、県協議会長に対し、期日の延長を求めることができるものとする。この措置を求める場合には、地域協議会長又は再編事業

者は、期日までに返納できない理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

- 7 県協議会長は、地域協議会長又は再編事業者より前項の期日の延長を求める申請があつた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにはこれを認め、改めて、返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長等及び再編事業者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにはその旨を当該地域協議会長又は再編事業者に通知するものとする。
- 8 県協議会長は、地域協議会又は再編事業者が第6項の返納を第5項の返還の期日(前項の規定により期日の延長を行つた場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかつた場合にあっては第6項の期日に第6項の書面の提出を県協議会長が受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日)を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会又は再編事業者への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、関東農政局長からとるべき措置について指示を受け、その指示の内容について県協議会の総会の議決を得て、実施しなければならない。
- 9 第1項又は第6項により返納があつた県協議会は、速やかに関東農政局長へ報告し、国への返納手続等について指示を受けるものとする。

(事業の中止又は廃止)

- 第16条 第7条第6項又は第7項により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認を受けた取組参加者は、事業の遂行が困難になった場合には、事業の遂行が困難となつた理由及び事業の遂行状況を記載した書類を速やかに承認を受けた地域協議会又は県協議会に提出してその指示を受けなければならない。
- 2 第5条第3項により地域事業計画の承認を受けた地域協議会及び第6条第3項により集出荷・加工処理合理化プランの承認を受けた再編事業者は、事業の遂行が困難となつた場合には、事業の遂行が困難となつた理由及び事業の遂行状況を記載した書類を速やかに県協議会へ提出してその指示を受けなければならない。

第3章 基金の管理

(基金の管理)

- 第17条 県協議会は、要綱第5の1の基金造成事業により造成した基金について攻めの農業実践緊急対策基金(以下「基金」という。)として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。
- 2 県協議会は、基金を関東農政局長の承認を受けた都道府県事業計画に係る県協議会が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の使途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、基金から行われなければならない。
 - 3 県協議会は、第1項の基金から助成金を交付した事業実施主体ごとに助成金の交付対象となつた取組の収支を明確にしておかなければならない。
 - 4 県協議会は、第1項の基金を埼玉県信用農業協同組合連合会本店・普通0010712により管理する。

- 5 県協議会は、前項の管理から果実が生じることとなった場合は、基金に繰り入れるものとする。
- 6 県協議会長は、本事業を終了した場合において、基金にお残余があるときは、その国庫への返還手続等について関東農政局長の指示を受けるものとする。

第4章 報 告

(事業実施状況の報告)

第18条 地域協議会長等及び再編事業者は、別紙様式第8号により本事業の実施状況報告書を作成し、以下により県協議会長に報告するものとする。

- 2 実施要綱第2の1の効率的機械利用体系構築事業については事業実施年度の翌年度の6月16日までに報告する。
- 3 実施要綱第2の2の高収益品目等導入支援事業については、事業実施年度の翌年度及び品目導入の翌年度の6月16日までに報告する。
- 4 実施要綱第2の3の集出荷・加工処理体制合理化推進事業については、集出荷加工処理合理化プランに記載された目標年度の翌年度の6月16日まで毎年報告する。

(事業の評価)

第19条 県協議会長は、実施要領第5の2の事業評価報告書の作成に当たっては、本事業に係る助成金の交付を受けた取組参加者及び共同申請者、地域協議会並びに再編事業者に対して、実施した取組による効果の発現状況の報告を求めることができるものとする。

第5章 雜 則

(事業期間)

第20条 本事業の事業期間は、実施要綱の施行日から平成27年3月31日までとする。

(財産の管理等)

第21条 県協議会及び地域協議会は、取組参加者及び共同申請者並びに再編事業者に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

- 2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を第15条に準じて国に納付させことがある。

(帳簿の備付け等)

第22条 県協議会、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会及び再編事業者並びに取組参加者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 県協議会長は、必要に応じて、地域協議会長及び再編事業者に対し、協議会等助成金に係る経理内容を調査し、県協議会への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第23条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、関東農政局長の承認のあった日から施行する。

番 号
年 月 日

○○○地域協議会長 様

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号

埼玉県農業再生協議会

会長 ○○ ○○

攻めの農業実践緊急対策事業に係る地域事業計画の承認について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった地域事業計画について、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった攻めの農業実践緊急対策事業地域事業計画（以下単に「計画」という。）記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 ○○○地域協議会長は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）に従わなければならない。
- 4 ○○○地域協議会長は、計画に記載された取組に係る取組参加者又は共同申請者の取組計画書兼助成金申請書の承認の際には、この助成金に係る実施要綱、実施要領及び業務方法書に従うことを条件としなければならない。
- 5 ○○○地域協議会長は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

番 号
年 月 日

○○○○(再編事業者) 様

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号

埼玉県農業再生協議会

会長 ○○ ○○

攻めの農業実践緊急対策事業に係る地域事業計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった集出荷・加工処理合理化プランについて、攻めの農業実践地域推進業務方法書第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった攻めの農業実践緊急対策事業集出荷・加工処理合理化プラン(以下単に「計画」という。)記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 ○○○○(再編事業者)は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領(平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。)及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書に従わなければならない。
- 4 ○○○○(再編事業者)は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

番 号
年 月 日

○○ ○○ 様

※ リース導入に係る取組については、共同申請者双方に送付すること。

住 所
○○地域協議会
(都道府県協議会)
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書について、下記のとおり全部（又は一部）を承認しましたので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第5項（第7条第6項）の規定に基づき通知します。

なお、取組参加者助成金の支払は、取組報告書兼助成金請求書の提出後、取組が確実に実施されたことを確認した後に行いますので申し添えます。

記

1 承認した取組及び助成額

整理番号○ ○○ ○○円
整理番号○ ○○ ○○円

2 助成対象外とした取組（※2）

整理番号○ ○○
整理番号○ ○○

3 助成対象外とした理由（※2）

○○のため。

※ 助成対象外とした取組がない場合は、記載しなくてよい。

4 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき調整を行った場合の内容（※）

※取組参加者の優先順位、助成率の調整等を行っていない場合は、記載しなくてもよい。

5 助成金の対象となる事業及びその内容は、上記1のとおりです。

6 助成金の額及び助成対象経費は、上記1のとおりです。

7 貴殿は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知）、攻めの農業実践緊急事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（平成〇〇年〇月〇日付け第〇〇号）に従わなければなりません。

8 本通知に違反した場合（貴殿の責めに帰さない場合を除く。）又は事業中止した場合には、支払を受けた助成金を返納しなければなりません。

※以下、必要に応じて取組ごと等に用件を付すことができる。

9 本事業により導入した機械を、助成金の交付を受けた都道府県協議会長又は地域協議会長等の承認を受けることなく、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはいけません。

10 本事業により機械を導入するため締結したリース契約について、助成金の交付を受けた都道府県協議会長又は地域協議会長等の承認を受けることなく、中途解約を行ってはいけません。

11 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

(別紙2関係) 別紙様式第2号-2(業務方法書第7条第5項及び第6項関係)

番 号
年 月 日

○○ ○○ 様

※ リース導入に係る取組については、共同申請者双方に送付すること。

住 所
○○地域協議会
(都道府県協議会)
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金申請書の審査結果について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書については、残念ながら本事業の助成の対象となりませんでしたので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第5項(第6項)の規定に基づき通知します。

記

助成の対象外とした理由

(例)

本事業の申請が事業計画額を超過し、別添の「取組参加者の優先順位」に従い、助成対象の順位付けを行った結果、助成対象外となつたため。

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第〇項に規定する事業要件を満たしていないため。

番 号
年 月 日

埼玉県農業再生協議会長 様

住 所
○○地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成金の概算払請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第10条の規定に基づき、助成金を概算払により交付されたく、下記のとおり請求する。

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額： 円 (① + ②)

(既請求額： 円)

[請求額の内容]

① 地域事業計画分

円

② 都道府県協議会の取組に係る事務費

円

(注1) 請求額の計算の基礎となった資料及び交付要件の確認資料を提示すること。

(注2) 既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

(注3) 経理事務の処理体制（公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること）が分かる資料を添付すること（既存の資料でも可）。

2 振込先

(注) 振込口座番号等が確認できる書類（通帳の写し等）を添付すること。

(別紙2関係) 別紙様式第4号 (リース方式による機械等の導入を行う助成対象者向け)

年 月 日

攻めの農業実践緊急対策事業取組報告書兼取組参加者助成金請求書

埼玉県農業再生協議会

会長 ○○ 様

(○○地域協議会経由)

【取組参加者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

丁 一
住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

印

丁 一
住所

電話番号

※導入する機械等によってリース事業者が異なる場合は、
リース事業者ごとに本様式を作成して下さい。

承認を受けた取組計画書兼助取組参加者成金申請書に基づき事業を実施しましたので、
下記のとおり報告します。

併せて攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第11条第1項の規定に基づき助成金を請
求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申
請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理番号	分類	取組内容	事業費	うち助成金	備考
		個票のとおり			
合計					

注: 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

3 添付書類

- (1) 取組計画書兼助成金申請書の写し（軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付してください。）
(2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類（契約書の写し等）を添付してください。

4 助成金振込口座先

金融機関（ゆうちょ銀行以外）				金融機関名											
金融機関コード（数字4ヶタ）				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金											
支店コード（数字3ヶタ）		支店名													
預金種別（該当のものにレ印をつけてください）				口座番号（7ヶタに満たない場合は、右づめで記入）											
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知															
口座名義人															
フリガナ															
漢字															
ゆうちょ銀行															
記号（6ヶタ目がある場合は※部分に記入）					番号（右づめで記入）										
1					1										
口座名義人															
フリガナ															
漢字															

- 5 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
※ その内容について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

年月日

攻めの農業実践緊急対策事業取組報告書兼取組参加者助成金請求書

○○ 地域協議会

会長 ○○ 様

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

住所

承認を受けた取組計画書兼取組参加者助成金申請書に基づき事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

併せて攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第11条第1項の規定に基づき助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理番号	分類	取組内容	事業費	備考	
				うち助成金	
		個票のとおり			
合計					

注1: 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

注2: 備考欄には助成金請求額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

3 添付書類

- (1) 取組計画書兼助成金申請書の写し（軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付してください。）
- (2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類（領収書、契約書の写し、作業日誌等）を添付してください。

4 助成金振込口座先

金融機関（ゆうちょ銀行以外）					金融機関名										
金融機関コード（数字4ケタ）				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金											
支店コード（数字3ケタ）				支店名											
預金種別（該当のものにレ印をつけてください）					口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）										
<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		<input type="checkbox"/> 別段		<input type="checkbox"/> 通知									
口座名義人															
フリガナ															
漢字															
ゆうちょ銀行															
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）					番号（右づめで記入）										
1					1										
口座名義人															
フリガナ															
漢字															

- 5 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
 ※ その内容について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

番 号
年 月 日

埼玉県農業再生協議会長 様

住 所
○○○地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成金の請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第12条第1項の規定に基づき下記のとおり助成金を請求する。

(なお、取組参加者への支払は埼玉県農業再生協議会から直接支払い願いたい。)

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額 : _____ 円 (① + ②)

(既請求額 : _____ 円)

[請求額の内容]

① 地域事業計画分

円

② 都道府県協議会の取組に係る事務費

円

2 振込先

※振込口座番号等が確認できる書類(通帳の写し等)を添付すること。

(注1) 承認をうけた地域事業計画の写しを添付すること。

(注2) 今回請求額の計算の基礎となった資料(取組報告書兼取組参加者助成金請求書等)及び取組要件の確認資料を提示すること。

(注3) 既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

(注4) 経理事務の処理体制(公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること)が分かる資料を添付すること(既存の資料でも可)。なお、既に概算払請求時に提出済の場合は不要。

(注5) 業務方法書第13条第1項ただし書きにより、取組参加者へ直接支払を希望する場合は、本文括弧書きを記載し、取組参加者への振込先等を一覧表等に整理して添付すること。

(別紙2関係) 別紙様式第5号-2

番 号
年 月 日

埼玉県農業再生協議会長様

住 所
○○○○ (再編事業者)
代表者 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成金の請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第12条第3項の規定に基づき下記のとおり協議会等助成金を請求する。

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額 : _____ 円

(既請求額 : _____ 円)

2 振込先

※振込口座番号等が確認できる書類(通帳の写し等)を添付すること。

- (注1) 承認をうけた集出荷・加工処理合理化プランの写しを添付すること。
- (注2) 今回請求額の根拠資料(領収書、リース契約書等)及び取組要件の確認資料を提示すること。
- (注3) 既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。
- (注4) 経理事務の処理体制(公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること)が分かる資料を添付すること(既存の資料でも可)。

番号
年月日

○○○地域協議会長様

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
埼玉県農業再生協議会
会長 ○○ ○○

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成額について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で請求のあった攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成額については、下記のとおり交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第13条第1項の規定に基づき通知する。

記

攻めの農業実践緊急対策事業

今回交付額：_____円

(既交付額：_____円) (注1)

[交付額の内容]

① 地域事業計画分

円

② 都道府県協議会の取組に係る事務経費

円

③ 取組参加者への直接支払額 (注2)

円

助成対象外額及び助成対象外となった理由 (注3)

円

理由：

(注1)既交付額に記載する額は、今回交付額は除くこと。

(注2)業務方法書第13条第1項ただし書きにより、取組参加者へ直接支払を行った場合に記載すること。

(注3)請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記載不要。

(別紙2関係) 別紙様式第6号-2

番号
年月日

○○○○(再編事業者)様

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
埼玉県農業再生協議会
会長 ○○○○

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成額について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で請求のあった攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成額については、下記のとおり交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第13条第5項の規定に基づき通知する。

記

攻めの農業実践緊急対策事業

今回交付額： 円

(既交付額： 円) (注1)

助成対象外額及び助成対象外となった理由(注2)

円

理由：

(注1) 既交付額に記載する額は、今回交付額は除くこと。

(注2) 請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記載不要。

番年月
号日

○○ ○○ 様

住所

○○地域協議会
(埼玉県農業再生協議会)

会長

印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組参加者助成額の通知について

平成〇年〇月〇日付けで(○○○地域協議会へ(注1))提出のあった取組報告書兼取組参加者助成金請求書の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第13条第2項(第1項、第3項)に基づき、通知します。

記

1 助成金交付額

今回交付額	円
(既交付額)	円

(注) 既交付額に記載する額は、今回交付額は除きます。

2 助成金交付額の内訳

整理番号	分類	内容	事業費	備考	
				うち助成金	
		別添個票のとおり			
合計					

※ 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

- 「1」機械利用体系の効率化に係る取組
- 「2」高収益品目等の導入に係る取組

3 助成金交付対象外額及びその理由(注2)

助成金交付対象外額 : 円
 助成対象外となった理由 :

注1: 業務方法書第13条第1項ただし書きにより、都道府県協議会長が取組参加者へ直接支払いを行う場合は、本文括弧内の下線部分を記載すること。

注2: 助成金請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記入は不要。

番年 月 日

埼玉県農業再生協議会

会長 ○○ 様

住所
○○地域協議会
(○○○○(再編事業者))
会長(代表者) 印

攻めの農業実践緊急対策事業実施状況報告書

攻めの農業実践緊急対策事業実施状況の報告について、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に基づき、別添※のとおり報告する。

※ 別添については、下記のとおりとする。

- 1 県事業計画に基づく取組参加者にあっては、県農業再生協議会長より承認を受けた生産効率化プラン及び高収益プラン(高収益プランを実施した取組参加者のみ)について、各プランを事業実施後の内容に修正したものを地域農業再生協議会がとりまとめ添付すること。なお、修正については、見え消し又は二段書きなど修正箇所がわかるよう記載すること。
- 2 地域事業計画にあっては、県農業再生協議会長より承認を受けた事業計画書について、事業実施後の内容に修正したものを実施状況報告書として添付すること。なお、修正については、見え消し又は二段書きなど修正箇所がわかるよう記載すること。
- 3 再編事業者が実施した集出荷・加工処理合理化プランについては、県農業再生協議会長より承認を受けた事業計画書について、事業実施後の内容に修正したものを実施状況報告書として添付すること。なお、修正については、見え消し又は二段書きなど修正箇所がわかるよう記載すること。

平成〇〇年度攻めの農業実践緊急対策事業
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇都道府県農業再生協議会長 様

住 所
氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって承認のあった取組について、攻めの農業実践事業業務方法書第11条第3項(第12条第5項)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 業務方法書第13条による助成額の通知額 (平成〇〇年〇〇月〇日付けによる額の確定通知額)	金	円
2 助成金の通知時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 助成金返還相当額(3 - 2)	金	円

(注) その他参考となる資料を添付すること。

(3の金額の積算の内訳等)